NPO 法人 Cherish 定款

第１章 総則

（名称）

第１条 この法人は、NPO 法人 Cherish という。

また、Cherish の日本語表記は、チェリッシュとする。

なお、通称名はスペシャルニーズのある人と家族の暮らしを支える会とする。

（事務所）

第２条 この法人は、主たる事務所を大阪市内に置く。

第２章 目的及び事業

（目的）

第３条 この法人は、障がい、発達障がい、医療的ケア、不登校、ひきこもり等のスペシャルニーズのある人（児・者）とその家族にとって必要な情報の収集・共有、相談、交流の場、啓発等の事業を行うことで、当事者および家族が抱える課題とニーズに寄り添い、支援への糸口が掴めるよう支援者と連携・協働の推進を図り、安心して暮らせる環境になることを目的とする。また、すべての人が尊重され笑顔で暮らせる思いやりの心であふれる社会の実現に寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第４条 この法人は、その目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第２条別表のうち、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

(1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
(2) 社会教育の推進を図る活動
(3) まちづくりの推進を図る活動
(4) 災害救援活動
(5) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
(6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

（事業）

第５条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) つながる事業
スペシャルニーズのある人と家族と支援者の交流を図る
(2) くらしの相談事業
子育てや暮らしに関する相談
(3) まなびの事業
スペシャルニーズのある人とそれに関わる人の学びの機会や提供
(4) 知る・わかりあう事業
スペシャルニーズのある人を知る・わかりあうための啓発や情報発信及び防災

第３章 会員

（種別）

第６条 この法人の会員は、次の２種とし、正会員をもって法上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(2) 賛助会員　この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第７条　会員の入会については、特に条件を定めない。

２ 会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書又は電磁的方法により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

３ 代表理事は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面又は電磁的方法をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第８条　会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第９条　会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して２年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第 10 条　会員は、代表理事が別に定める退会届を書面又は電磁的方法により代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第 11 条　会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第４章　役員及び職員

(種別及び定数)

第 12 条　この法人に次の役員を置く。

(1) 理事　３人以上５人以下

(2) 監事　１人以上２人以下

２　理事のうち、１人を代表理事、副代表理事は１人以上若干名とする。

(選任等)

第 13 条　理事及び監事は、総会において選任する。

２　代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。

３　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは３親等以内の親族が１人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び３親等以内の親族が役員の総数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。

４　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第 14 条　代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

２　代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

３　副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4　理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
5　監事は、次に掲げる職務を行う。
(1)　理事の業務執行の状況を監査すること。
(2)　この法人の財産の状況を監査すること。
(3)　前２号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
(4)　前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
(5)　理事の業務執行の状況若しくはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

（任期等）
第15条　役員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。
2　前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後２事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、又、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
3　補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
4　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（欠員補充）
第16条　理事又は監事のうち、その定数の３分の１を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解任）
第17条　役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
(1)　職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
(2)　職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

（報酬等）
第18条　役員は、その総数の３分の１以下の範囲内で報酬を受けることができる。
2　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
3　前２項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

（職員）
第19条　この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。
2　職員は、代表理事が任免する。

第５章　総会

（種別）
第20条　この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の２種とする。

（構成）
第21条　総会は、正会員をもって構成する。

（権能）
第22条　総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更
(2) 解散
(3) 合併
(4) 事業報告及び活動決算
(5) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
(6) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
(3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、第23条第2項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。

2 代表理事は、第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所
(2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任

者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
(3) 審議事項
(4) 議事の経過の概要及び議決の結果
(5) 議事録署名人の選任に関する事項
2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名し、又は記名押印しなければならない。
3 前２項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
(3) 総会の決議があったものとみなされた日
(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第６章 理事会

（構成）
第30条 理事会は、理事をもって構成する。
（権能）
第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。
(1) 総会に付議すべき事項
(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
(3) 事業計画及び活動予算並びにその変更
(4) 入会金及び会費の額
(5) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
(6) 事務局の組織及び運営
(7) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
（開催）
第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
(1) 代表理事が必要と認めたとき。
(2) 理事総数の３分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
(3) 第14条第５項第５号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

（招集）
第33条 理事会は、代表理事が招集する。
2 代表理事は、第32条第２号及び第３号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の５日前までに通知しなければならない。
（議長）
第34条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。
（議決）
第35条 理事会における議決事項は、第33条第３項の規定によってあらかじめ通知

した事項とする。
2　理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
（表決権等）
第36条　各理事の表決権は、平等なるものとする。
2　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
3　前項の規定により表決した理事は、第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
4　理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。
（議事録）
第37条　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1)　日時及び場所
(2)　理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあっては、その旨を付記すること。）
(3)　審議事項
(4)　議事の経過の概要及び議決の結果
(5)　議事録署名人の選任に関する事項
2　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名し、又は記名押印しなければならない。

第7章　資産及び会計

（資産の構成）
第38条　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
(1)　設立の時の財産目録に記載された資産
(2)　入会金及び会費
(3)　寄附金品
(4)　財産から生じる収益
(5)　事業に伴う収益
(6)　その他の収益
（資産の区分）
第39条　この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。
（資産の管理）
第40条　この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。
（会計の原則）
第41条　この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。
（会計の区分）
第42条　この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。
（事業計画及び予算）
第43条　この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、理事会の議決を経なければならない。
（暫定予算）

第 44 条　前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。
２　前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。
（予算の追加及び更正）
第 45 条　予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。
（事業報告及び決算）
第 46 条　この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。
２　決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。
（事業年度）
第 47 条　この法人の事業年度は、毎年７月１日に始まり翌年６月３０日に終わる。
（臨機の措置）
第 48 条　予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第８章　定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）
第 49 条　この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の４分の３以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第３項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。
（解散）
第 50 条　この法人は、次に掲げる事由により解散する。
(1)　総会の決議
(2)　目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
(3)　正会員の欠亡
(4)　合併
(5)　破産手続開始の決定
(6)　所轄庁による設立の認証の取消し
２　前項第１号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の４分の３以上の承諾を得なければならない。
３　第１項第２号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。
（残余財産の帰属）
第 51 条　この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第３項に掲げる者のうち、総会で議決したものに譲渡するものとする。
（合併）
第 52 条　この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の４分の３以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第９章　公告の方法

（公告の方法）

第53条　この法人の公告は、官報に掲載して行う。
ただし、法第28条の２第１項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイトに掲載して行う。

第10章　雑則

（細則）
第54条　この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附　則

１　この定款は、この法人の成立の日から施行する。
２　この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事	吉田　琴美
副代表理事	田中　美紀
副代表理事	堅木　菜美子
理事	長原　良美
理事	仲宗根　まき
監事	篠﨑　ゆう子

３　この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第１項の規定にかかわらず、成立の日から令和１０年９月３０日までとする。
４　この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
５　この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から令和９年６月３０日までとする。
６　この法人の設立当初の入会金及び会費は、第８条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1)	正会員入会金			0円
	正会員会費	個人会員	年額	3,000円
		団体会員	年額	30,000円
(2)	賛助会員入会金			0円
	賛助会員会費	個人会員	年額	1,000円以上
		団体会員	年額	10,000円以上

役　員　名　簿

NPO法人Cherish

役職名	ふりがな 氏　名	住所又は居所	報酬の有無
代　表 理　事	よしだ　ことみ 吉田　琴美		無
副代表 理　事	たなか　みき 田中　美紀		無
副代表 理　事	かたぎ　なみこ 堅木　菜美子		無
理　事	ながはら　よしみ 長原　良美		無
理　事	なかそね　まき 仲宗根　まき		無
監　事	しのざき　ゆうこ 篠崎　ゆう子		無

設 立 趣 旨 書

NPO 法人 Cherish
設立代表者　吉田琴美

1　趣旨

私たちは、障がい、発達障がい、医療的ケア、不登校、ひきこもり等のスペシャルニーズのある人（児・者）とその家族が、同じ境遇の仲間と顔を合わせて話すことで子育てや暮らしに必要な情報を共有し、悩みを打ち明け、交流しながら互いの心のセルフケアにつながる場づくりを、任意団体として行ってきました。主に生野区民センターや生野区社会福祉協議会のボランティアルーム等を利用し、月に３～４回程度、定期的に活動をしています。
その活動で見えてきた課題として、SNS の普及により情報が得やすくなったものの、情報過多により必要な情報の取捨選択が難しくなり、ICT（情報通信技術）を使える人と使えない人との情報格差も生じています。また、障がい児・者と親の介護が重なる複合的ケア、家族を支えるヤングケアラー、不登校・ひきこもりの長期化、福祉や医療へつながりにくい状況など、将来への不安を抱える課題も数多く存在しています。その中には、制度の狭間に置かれ支援につながりにくい人、誰にも相談できず孤立してしまう当事者や家族もいます。これらのニーズに丁寧に寄り添い、課題解決へとつなげるためには、様々な支援機関・団体・行政との連携と協働をより一層強化する必要があります。しかし、個人や任意団体の活動には限界があり、継続性と公共性を高めるため、法人化することを決意しました。今までの活動を生かしつつ、顔の見える関係性を築き、必要な情報が集まる場をつくります。また、気軽に相談できる窓口を設置し、適切な支援につなげられるよう、福祉・医療・教育・行政など多様な機関とのつながりを広げていきます。さらに、障がいの特性、不登校、ひきこもり、防災、人権などについて学べる機会を提供し、啓発活動を行います。主な活動場所は生野区ですが、将来的に大阪市全域へと展開していくことを視野に入れて活動します。

そして、社会的信頼性と透明性を確保し、私たちの活動の公益性をより明確にしたうえで、広く市民に開かれた形で持続可能な事業を推進するために、NPO 法人格の取得が最適であるとの結論に至り、私たちは NPO 法人設立を申請することとなりました。また、これらの活動を通じて、スペシャルニーズのある人とその家族が安心して暮らせる環境を整え、すべての人が尊重され、笑顔で暮らせる思いやりの心であふれる社会の実現に寄与していきます。

2　申請に至るまでの経過

令和６年　４月　６日	任意団体発足
令和７年　７月 11 日	法人化についてグループワーク
令和７年　８月 28 日	NPO 法人設立のための準備委員会設置
～令和８年５月 21 日	大阪市地域公共人材バンクよりヒアリングと講師派遣４回
令和 ８年　７月 21 日	申請書類の確認
令和 ８年　７月 21 日	設立総会前の準備委員会
令和 ８年　７月 23 日	設立総会
令和 ８年　７月 31 日	設立申請

初 年 度 事 業 計 画 書

成立の日から令和９年６月30日まで

NPO法人 Cherish

Ⅰ　事業の実施方針

設立初年度は、法人としての基盤整備を最優先とし、必要な情報の収集・共有、相談、交流の場、啓発等の事業を行うことで、当事者および家族が抱える課題とニーズに寄り添い、支援への糸口が掴めるよう支援者と連携・協働の推進を図り、安心して暮らせる環境になることを目的とする。そのため、広報活動を積極的に行い、会員の拡大と他の団体や支援機関とのネットワークの構築を図る。法人の目的達成のため、以下の事業を拠点としている生野区内で実施する。

なお、初年度は法人としての基盤整備を優先するため、一部事業で費用が収益を上回るが、会費・寄附金等の収入により補填し、安定した運営体制を確保する。

Ⅱ　事業の実施に関する事項

1　特定非営利活動に係る事業

(1) つながる事業

【内　　容】　スペシャルニーズのある人の年齢や内容に応じて暮らしに必要な情報などを共有し、悩みを打ち明け、互いの心のセルフケアにつながる場をつくる。また、当事者および家族と支援者の交流を図る。
内容の詳細について下記の①～③に記載

【実施場所】　貸しスペース、生野区民センター、生野区社会福祉協議会ボランティアルーム等

【収　　益】　12,000円（参加費:300円×40名）

【費　　用】　39,000円　内訳：会議費 30,000円（室料1,500円×20日）
消耗品費 9,000円（1,000円×9か月）

①ひなたぼっこサロン

【事業の対象者】0歳児～15歳のスペシャルニーズのある人と家族と支援者

【実施日時】　隔月１回 第２木曜日（変更あり）13時～16時

②親なきあと未来予想図

【事業の対象者】16歳～成人のスペシャルニーズのある人と家族と支援者

【実施日時】　隔月１回 第２土曜日（変更あり）13時～16時

③すもーるすてっぷ

【事業の対象者】不登校・ひきこもりのご本人と家族と支援者

【実施日時】　月１回 第４土曜日（変更あり）13時～16時

(2) くらしの相談事業

【内　　容】　子育てや暮らしに関する相談などを個別にピアサポートし、孤立の軽減と社会課題を把握することにより支援者へつなぐ基盤を整え、多職種連携の強化を図る。

【実施場所】　相談者指定の場所、当法人事務所、カフェ等
【実施日時】　随時
【事業の対象者】スペシャルニーズのある人と家族と支援者
【収　　益】　初回ヒヤリング無料
15,000 円（相談料：1,000 円／1 時間　年間 15 時間）
【費　　用】　15,000 円　内訳：旅費交通費 7,500 円 会議費 7,500 円

(3) まなびの事業

【内　　容】　スペシャルニーズのある人の人権・福祉制度・進路・親なきあと・防災等、学びの機会を提供する。また、事業所・施設などの訪問見学や、生活に必要な知識を得る活動を行う。
内容の詳細について下記の①～③に記載

① safety＋（セーフティプラス）防災を学ぶ

【事業の対象者】スペシャルニーズのある人と家族と支援者
【実施日時】　隔月 1 回　第 2 木曜日（都合により変更あり）13 時～16 時
【実施場所】　貸しスペース、生野区民センター、生野区社会福祉協議会ボランティアルーム等
【収　　益】　3,000 円（参加費：300 円×10 名）
【費　　用】　6,000 円　会議費（室料 1,500 円×4 日）

②施設や事業所等の訪問・見学

【事業の対象者】スペシャルニーズのある人と家族
【実施日時】　随時
【実施場所】　訪問・見学先
【収　　益】　0 円
【費　　用】　4,000 円　交際費（手土産等 2,000 円×2 回）

③セミナー、講演会、イベント

【事業の対象者】スペシャルニーズのある人と家族と支援者
【実施日時】　年 2 回
【実施場所】　貸しスペース、生野区民センター、生野区社会福祉協議会ボランティアルーム等
【収　　益】　30,000 円（参加費：1,000 円×15 名×2 回）
【費　　用】　50,000 円 内訳：諸謝金 40,000 円（20,000 円×2 回）
会議費　6,000 円（室料 3,000 円×2 回）
保険料　4,000 円

(4) 知る・わかりあう事業

【内　　容】　スペシャルニーズのある人に関する啓発・情報発信を行い、地域の理解促進を図る。SNS,HP での発信、イベント参画などを通じて連携・協働を進める。また、講師派遣を通じて、スペシャルニーズのある人に関する人権・社会教育の啓発を行う。防災については、自助・共助・互助力を高めるための学びを提供し、地域の防災ネットワークの構築につなげる。内容の詳細について下記の①～③に記載

①SNS,HP での発信

【実施場所】　法人の SNS,HP 等
【実施日時】　随時
【事業の対象者】一般の人、スペシャルニーズのある人と家族と支援者
【収　　益】　0 円
【費　　用】　15,000 円　広告宣伝費（ホームページ運営費）

②他団体との協働を図るイベントの共催及び参加

【実施場所】　開催地による
【実施日時】　随時
【事業の対象者】一般の人、スペシャルニーズのある人と家族と支援者
【収　　益】　0 円
【費　　用】　5,000 円　広告宣伝費（イベントブース出展料 5,000 円×1 回）

③講師派遣　　スペシャルニーズのある人について啓発、人権、社会教育、防災等

【実施場所】　講師派遣による
【実施日時】　随時
【事業の対象者】一般の人、スペシャルニーズのある人と家族と支援者
【収　　益】　40,000 円（諸謝金：20,000 円×2 回）
【費　　用】　20,000 円　旅費交通費（10,000 円×2 回）

翌 年 度 事 業 計 画 書

令和9年7月1日～令和10年6月30日

NPO法人 Cherish

Ⅰ　事業の実施方針

設立翌年度は、初年度に整えた法人としての基盤をさらに拠点としている生野区内で確立し、必要な情報の収集・共有、相談、交流の場、啓発等の事業を行いながら、当事者および家族が抱える課題とニーズに寄り添い、支援への糸口が掴めるよう支援者と連携・協働の推進を図り、安心してくらせる環境になることを目的とする。そのため、広報活動を積極的に行い、会員の拡大と他の団体や支援機関とのネットワークの構築をさらに図る。以下の事業を通じて交流・相談・学び・啓発の機会を充実させ、理解促進と支え合いの仕組みづくりをさらに推進する。

Ⅱ　事業の実施に関する事項

1　特定非営利活動に係る事業

(1) つながる事業

【内　　容】　スペシャルニーズのある人の年齢や内容に応じて暮らしに必要な情報などを共有し、悩みを打ち明け、互いの心のセルフケアにつながる場をつくる。また、当事者および家族と支援者の交流を図る。
内容の詳細について下記の①～③に記載

【実施場所】　貸しスペース、生野区民センター、生野区社会福祉協議会ボランティアルーム等

【収　　益】　36,000円（参加費300円×120名）

【費　　用】　48,000円　内訳：会議費　36,000円（室料1,500円×24日）
消耗品費　12,000円（1,000円×12か月）

①ひなたぼっこサロン

【事業の対象者】0歳児～15歳のスペシャルニーズのある人と家族と支援者

【実施日時】　隔月1回　第2木曜日（変更あり）13時～16時

②親なきあと未来予想図

【事業の対象者】16歳～成人のスペシャルニーズのある人と家族と支援者

【実施日時】　隔月1回 第2土曜日（変更あり）13時～16時

③すもーるすてっぷ

【事業の対象者】不登校・ひきこもりのご本人と家族と支援者

【実施日時】　月1回 第4土曜日（変更あり）13時～16時

(2) くらしの相談事業

【内　　容】　子育てや暮らしに関する相談などを個別にピアサポートし、孤立の軽減と社会課題を把握することにより支援者へつなぐ基盤を整え、多職種連携の強化を図る。

【実施場所】　相談者指定の場所、当法人事務所、カフェ等
【実施日時】　随時
【事業の対象者】スペシャルニーズのある人と家族と支援者
【収　　益】　初回ヒヤリング無料
　　40,000 円（相談料：1,000 円／1 時間　年間 40 時間）
【費　　用】　20,000 円　内訳：旅費交通費　10,000 円　会議費　10,000 円

(3) まなびの事業

【内　　容】　スペシャルニーズのある人の人権・福祉制度・進路・親なきあと・防災等、学びの機会を提供する。また、事業所・施設などの訪問見学や、生活に必要な知識を得る活動を行う。
　　内容の詳細について下記の①～③に記載

① safety＋（セーフティプラス）防災を学ぶ
【事業の対象者】スペシャルニーズのある人と家族と支援者
【実施日時】　隔月 1 回　第 2 木曜日（変更あり）13 時～16 時
【実施場所】　貸しスペース、生野区民センター、生野区社会福祉協議会ボランティアルーム等
【収　　益】　9,000 円（参加費：300 円×30 名）
【費　　用】　9,000 円　会議費（室料 1,500 円×6 日）

②施設や事業所等の訪問・見学
【事業の対象者】スペシャルニーズのある人と家族と支援者
【実施日時】　随時
【実施場所】　訪問・見学先
【収　　益】　0 円
【費　　用】　6,000 円　交際費（手土産等 2,000 円×3 回）

③セミナー、講演会、イベント
【事業の対象者】スペシャルニーズのある人と家族と支援者
【実施日時】　年 3～4 回程度
【実施場所】　貸しスペース、生野区民センター、生野区社会福祉協議会ボランティアルーム等
【収　　益】　90,000 円（参加費 1,000 円×30 名×3 回）
【費　　用】　74,000 円 内訳：諸謝金 60,000 円（20,000 円×3 回）
　　会議費 9,000 円（室料 3,000 円×3 回）
　　保険料 5,000 円

(4) 知る・わかりあう事業

【内　　容】 スペシャルニーズのある人に関する啓発・情報発信を行い、地域の理解促進を図る。SNS,HP での発信、イベント参画などを通じて連携・協働を進める。また、講師派遣を通じて、スペシャルニーズのある人に関する人権・社会教育の啓発を行う。防災については、自助・共助・互助力を高めるための学びを提供し、地域の防災ネットワークの構築につなげる。内容の詳細について下記の①～③に記載

① SNS,HP での発信

【実施場所】　法人の SNS,HP 等
【実施日時】　随時
【事業の対象者】一般の人、スペシャルニーズのある人と家族と支援者
【収　　益】　0 円
【費　　用】　15,000 円　広告宣伝費（ホームページ運営費）

②他団体との協働を図るイベントの共催及び参加

【実施場所】　開催地による
【実施日時】　随時
【事業の対象者】一般の人、スペシャルニーズのある人と家族と支援者
【収　　益】　0 円
【費　　用】　5,000 円　広告宣伝費（イベントブース出展料 5,000 円×1 回）

③講師派遣　　スペシャルニーズのある人について啓発、人権、社会教育、防災等

【実施場所】　講師派遣による
【実施日時】　随時
【事業の対象者】一般の人、スペシャルニーズのある人と家族と支援者
【収　　益】　80,000 円（諸謝金：20,000 円×4 回）
【費　　用】　40,000 円　旅費交通費（10,000 円×4 回）

初年度活動予算書

特定非営利活動法人Cherish

成立の日から2027年6月30日まで　　(単位：円)

科目	金額		
Ⅰ 経常収益			
1.受取会費			
正会員受取会費	45,000		
賛助会員受取会費	0	45,000	
2.受取寄附金			
受取寄附金	150,000	150,000	
3.受取助成金等			
受取民間助成金	0	0	
4.事業収益			
つながる事業収益	12,000		
くらしの相談事業収益	15,000		
まなびの事業収益	33,000		
知る・わかりあう事業収益	40,000	100,000	
5.その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0	0	
経常収益計			295,000
Ⅱ 経常費用			
1.事業費			
(1) 人件費			
人件費計	0	0	
(2) その他経費			
会議費	49,500		
旅費交通費	27,500		
諸謝金	40,000		
広告宣伝費	20,000		
消耗品費	9,000		
交際費	4,000		
保険料	4,000		
その他経費計	154,000		
事業費計		154,000	
2.管理費			
(1) 人件費			
人件費計	0	0	
(2) その他経費			
会議費	15,000		
旅費交通費	9,000		
消耗品費	9,000		
交際費	15,000		
保険料	4,000		
通信費	9,000		
その他経費計	61,000		
管理費計		61,000	
経常費用計			215,000
当期正味財産増減額			80,000
前期繰越正味財産額			0
次期繰越正味財産額			80,000

翌年度活動予算書

特定非営利活動法人Cherish

2027年7月1日から2028年6月30日まで　　（単位：円）

科目	金額		
Ⅰ 経常収益			
1.受取会費			
正会員受取会費	150,000		
賛助会員受取会費	10,000	160,000	
2.受取寄附金			
受取寄附金	150,000	150,000	
3.受取助成金等			
受取民間助成金	0	0	
4.事業収益			
つながる事業収益	36,000		
くらしの相談事業収益	40,000		
まなびの事業収益	99,000		
知る・わかりあう事業収益	80,000	255,000	
5.その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0	0	
経常収益計			565,000
Ⅱ 経常費用			
1.事業費			
(1) 人件費			
人件費計	0	0	
(2) その他経費			
会議費	64,000		
旅費交通費	50,000		
諸謝金	60,000		
広告宣伝費	20,000		
消耗品費	12,000		
交際費	6,000		
保険料	5,000		
その他経費計	217,000		
事業費計		217,000	
2.管理費			
(1) 人件費			
人件費計	0	0	
(2) その他経費			
会議費	30,000		
旅費交通費	20,000		
消耗品費	20,000		
交際費	20,000		
保険料	10,000		
通信費	20,000		
その他経費計	120,000		
管理費計		120,000	
経常費用計			337,000
当期正味財産増減額			228,000
前期繰越正味財産額			80,000
次期繰越正味財産額			308,000